

岩手県告示第244号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

平成28年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

養成施設の名称	所在地	登録年月日
岩手大学農学部応用生物化学科	盛岡市上田三丁目18番8号	平成28年2月19日